雇用契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、以下のとおり雇用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条　甲は、乙を次条以下にもとづく労働条件で雇用することとし、乙は、甲の指揮に従って、諸規則を順守して誠実に勤務することを約した。

（労働条件）

第2条　労働条件は、本契約に規定する以外は、甲の規定する就業規則に定めるところによる。

（雇用期間）

第3条　雇用期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間とする。

2　ただし、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの3カ月間は、試用期間とする。甲は、乙の適格を判断するのに必要な場合、上気の試用期間を延長することができる。

（就業場所および従事する業務内容）

第4条　乙は、下記の就業場所において下記の業務を甲の指示に従って誠実に行う。

就業場所：（株式会社〇〇〇本社）

従事する業務：〇〇〇

2　甲は、業務に必要がある場合には、前項の就業場所、業務の内容を変更することができる。

（就業時間および休憩時間）

第5条　乙の就業及び休憩時間は次のとおりとする。

始業　9時00分

終業　18時00分

休憩　12時00分から13時00分まで

ただし、甲は必要がある場合、甲が労働基準法36条に基づき労働基準監督署に提出した協定書に記載の時間を上限として、乙に対して所定時間を超える労働を命じることができる。

（休日）

第6条　乙の休日は次のとおりとする。

ただし、業務上その他の都合で必要がある場合、甲は乙の休日に乙を臨時就業させ、他の日を振替休日とすることができる。

①週土曜日、日曜日

②年末年始（12月〇日から1月〇日までとする）

③国民の祝日

（休暇）

第7条　甲は乙に対し、入社後6ヶ月以上継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した場合は、次の区分表にもとづいて有給休暇を与える。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 継続勤務年数 | 6ヶ月 | 1年6ヶ月 | 2年6ヶ月 | 3年6ヶ月 | 4年6ヶ月 | 5年6ヶ月 | 6年6ヶ月以上 |
| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

2　年次有給休暇は、その請求の時期が業務の正常なる運営に支障をきたすと認められるときは、その期日を変更させまたは分割させることがある。

3　年次有給休暇の残余日数は、翌年度まで持ち越すことができる。

（賃金）

第7条　乙の賃金及びその支払い方法については別紙のとおりとする。

（退職）

第8条　退職および解雇に関する事項、手続きについては、甲の就業規則に定めるに従う。

（解雇）

第9条　甲は、乙が次の各号に該当するときは、乙を解雇することができる。その場合には、甲は乙に対し、解雇の30日前に予告するか又は平均賃金の30日分を解雇予告手当として支払う。

* 1. 〇〇〇
	2. 〇〇〇

　2　前項の規定に関らず、行政官庁の認定を受けた場合には、甲が乙を解雇するに際して労働基準法第20条に規定する予告手当は支給する必要がない。

　　　①〇〇〇

　　　②〇〇〇

（秘密保持）

第10条　乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

　　2　前項の乙の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

　　　①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

　　　②第三者から適法に取得した事実

　　　③開示の時点で保有していた事実

　　　④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（福利厚生）

第11条　乙は、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入する。

（誠実義務）

第12条　乙は、甲の就業規則その他の諸規定に従い、甲の指揮命令のもとで誠実に職務に従事する。

（協議解決）

第13条　雇用保険等その他に関することは、甲乙が誠実に協議して定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

 　　　　　　　　　　甲（住　所）　〇〇〇

 　　　　　　（名　称）　株式会社〇〇〇　　　代表取締役　　　　　印

 　　　　　　　　　乙（住　所）　〇〇〇

（名　称）　〇〇〇　　　　　　　印

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 基本賃金 | 試用期間：基本給　月給〇〇円本採用：基本給　月給〇〇円 |
| 諸手当 | ①残業手当　月給　〇〇円（〇〇時間の残業代を含む。法定内〇時間　〇〇円法定外〇時間　〇〇円。）②交通費実費（上限月給〇〇円）当月分の定期代１ヶ月分（自宅から会社までの最短距離に基づき算定）。 |
| 時間外労働 | 所定時間外：法定超１２５％　所定１００％休日：法定休日１３５％、法定外休日１２５％　深夜　２５％基本給及び役職手当を算定基礎として計算します。ただし、割増賃金は、基準内賃金から〇時間分の含み残業代を除いて計算します。 |
| 賃金締切支払日支払方法支払い方法 | 毎月〇日締め、翌月〇日払い当社が指定する金融機関、支店等の預金口座により送金。 |
| 賞与 | 〇〇 |
| 退職金  |  |